

教育福祉常任委員会議記録

1. 期 日 令和4年12月16日(金) 開会 9時30分
閉会 11時15分
2. 場 所 議場
3. 付議事件 ①国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
(令和4年陳情第15号)
②神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
(令和4年陳情第16号)
③医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを
求める陳情 (令和4年陳情第12号)
④安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求める陳情
(令和4年陳情第13号)
⑤介護保険制度の改善を求める陳情 (令和4年陳情第14号)
4. 出席者 一石委員長、古谷副委員長、岡田委員、松崎委員、前田委員、野地委員
根岸議長
- 執行者側 ①②教育長、教育部長、教育総務課長、教育総務課長代理、
教育総務班長
③④⑤健康福祉部長、高齢介護課長、介護保険班長、
子育て・健康課長、育成相談班長、子育て支援担当課長、
子育て支援班長
- 傍聴議員 7名
一般傍聴者 0名
5. 経 過

-
- ① 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情（令和4年陳情第15号）
② 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情（令和4年陳情第16号）

委員長 初日の本会議で付託された陳情は5件あるが、陳情者の方に正確な時間をお伝えして出席していただくために陳情第15号、16号の案件から始めさせていただきます。お諮りする。国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情、令和4年陳情第15号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情、令和4年陳情第16号を一括議題としたいと思うが、ご異議ないか。

（「異議なし」との声あり）

委員長 ご異議なしと認め、一括議題とする。本陳情については議会基本条例第15条の規定により陳情者の意見を聞くが異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

ご異議なしと認める。本陳情は神奈川私学助成をすすめる会の代表の長谷川正利様より提出されている。本日は水谷徹様に出席いただいている。補足説明等は既に配布しているので、ただちに質疑に入る。

<陳情者に対する質疑>

前田

本年第1回3月定例会で、この陳情項目が出ていたと思う。その陳情理由、項目等、異なっている点があればお聞かせ願う。

水谷氏

私たち、私学助成をすすめる会は陳情を神奈川県内の全自治体に出している。制度については皆さんの協力もあり、毎年改善はしてきているが、本陳情書に書いたように、まだまだ不十分な点があると私たちは考えているので、継続して陳情を出させていただいている。具体的に言うと、神奈川県内の私学助成の制度によると、今年も高校生1人当たり6千円程度増額をしたが、47都道府県中43番目である。国が自治体に措置をした分の国の基準額を下回っている。そういった点を改善していただきたいということがある。まず、国基準にしていきたいという点である。直接私立高校生に出されている助成金だが、直接補助の額も昨年度よりは増えているが、東京や埼玉からすると劣っている部分があると私たちは考えているので、継続して陳情を出させていただいている。

前田

神奈川県内の私立高校の授業料、入学金、施設整備費、合計納入額平均のそれぞれ4項目の全国順位をお聞かせください。2点目、東京都では施設整備費がゼロの学校が6割を占めている。神奈川県では施設整備費ゼロの学校はどれくらいあるのか。3点目、神奈川県では慶應義塾湘南高等部の授業料、授業料以外の合計金額が113万円と最も高額になっていると思う。この慶應義塾湘南高等部の教職員の給料の月額がお分かりならばお聞かせください。

水谷氏

答えられる部分と分からない部分があるので、そこはご容赦いただきたい。1点目の授業料、施設整備費等の順位について私どもすべて把握しているわけではないが、陳情と共に出させていただいた資料の2022年私学助成資料集のところに、神奈川県内の額は載っているのでそちらを参考にいただければと思う。2点目の神奈川県内の施設整備費ゼロの学校について私どもは把握していないが、私どもの団体が聞いている中でそういった学校は聞いたことがない。どの学校でも徴収していると考えている。3点目の慶應義塾附属の教職員の給料についても、そこまで私どもは把握していない。

前田

私が調べた段階で分かっていることがある。それが分からないこと自体おかしい。神奈川県内の私立高校の授業料の全国平均は全国で第4位である。関東では第1位である。関東平均を8万5千円余り上回っている。関東で最も低い群馬県と比較しても13万3千円余り上回っている。今の答えていただけなかった入学金は全国第3位である。施設整備費は第

5位である。合計納入額は第3位といずれも全国的に見て高水準である。これについてどうお考えか。東京都の学校では施設整備費ゼロの学校が6割を占めているが、神奈川県では施設整備費ゼロの学校がほとんどない。この理由についてお聞かせ願う。先ほどの慶應義塾の給料の月額も調べてあるが省かせていただく。以上2点について願います。

水谷氏

神奈川県私立学校に係わるお金が高いということについて、どう思うかという質問だったと思う。陳情書等にも書いてあるが、私立学校に対する経常費助成が低いということに起因していると考えている。これは私たちだけでなく、私立学校の経営者の皆さまもそういった認識を持ち、毎年のように神奈川県に要請もされていることも聞いている。2点目の施設整備費についても同様で、東京の制度の詳しいところは分からないが、かなり各校に出されている額が生徒1人当たりでみても違っているので、そういった点が格差を生んでいると考えている。

松崎

今回の陳情にあたりすすめる会さんの同様の陳情書を見たが、平成30年の時には2017年度に新しいパッケージとして、無償化が閣議決定しているとした上で、さらに前倒しするという陳情である。令和2年だと無償化に近づいたことが評価されたが、まだ十分ではないということで最終目的はどこなのか。大前提に私学は本来国公立では難しい建学の精神というものがある。あまり国から助成金でそういうものを受けてしまうと、建学の精神そのものがなくなってしまうのではないかと。私学の良さそのものがなくなってしまうと以前にもお聞きした。改めてそれをお聞きしたいのと、最終的な目的はどこにあるのか。

水谷氏

かなり重要な点だと考えている。事前に出した本陳情の文章にも書かせていただいたが、OECD諸国の中で教育にお金がかかるというところについては少なくなっており、大学まで教育の無償が進んできている。これは経済的な力があると同時に国際人権規約であるとか、今全国的になっているSDGs持続可能な目標の中にもそういった項目が入っている。私たちは教育について無償化を目指す。最終的には授業料だけでなく、入学金や施設拡充費を含めた無償化を目指すことを運動の目標にしている。それとの関係で国や自治体から、そこまでお金が出されると、教育の内容や私学の建学の精神との関係でと言ったような質問だったと思う。こちらも私たちの研究課題となるがヨーロッパ諸国などを見ると、公費私学というものが存在している。教育状況によっては国や自治体が整備をする。教育の中身については、その学校の建学の精神を生かすというような形の運営の形態もあると聞いている。そういうかたちが日本でできるかどうかについては様々な課題があると思うが、研究をしながら運動を進めていかなければならないと考えている。

松崎

諸外国との比較がよく出てきて、無意味だとは思わないがあまり諸外国と比べて必ずしも見本になるとは限らないと私は思う。今申し上げた私学の建学の精神、国公立ではなかなか難しい、必ずしもできないようなことも私学ならできることがたくさんあり、良いところも生かしてい

く。むしろ諸外国でどうだということよりも日本のあり方を考えた時に、奨学金の方にむしろ力を入れた方がよいのではないかと。そちらの方が私学の精神というのは守られるのではないかと思うがいかがか。

水谷氏

様々な考え方がある。奨学金ということをも充実させていくということも重要な課題である。奨学金は貸与型が多いと認識している。一部様々な政策の変更の中で給付型の奨学金も増えてきているが私たち、貸与型の奨学金が高校や大学を卒業した時点で借金として、その生徒の将来にかぶさってくることについては問題性も感じているので、そのへんの改善というか、そのことも考えていかなければならないと思っている。松崎委員からいただいた意見は、今後の運動の参考にさせていただきたいというふうに考えている。

岡田

陳情は毎年というか4年前も出されているが、その成果があったのかということでチラシを見ると27万まで授業料補助、無償化の実現をしたということだが大変良い評価をしている。質問は松崎委員とも重なるが、今の700万円の所得の対象の世帯は県で言うと何%ぐらいなのか。最終的な目標ということでグローバルな目標を立てられているが、もう少し下げて県の対象のパーセンテージみたいなもので目標が何%までなるようにしていくのか。何か具体的な目標値みたいなものを掲げてやっているのか伺う。

水谷氏

1点目の700万円未満の世帯がどの程度かということだが、そこまでは把握していないが手元の資料でいうと、国が措置している590万円未満の世帯というのが25.1パーセントであるので、そこよりは少し多いのかと考えている。正確な数字が分からなくて申し訳ない。2点目の目標だが、先ほどの質問で大きな目標を答えたが、当面私たちが考えているのは、公立高校と同様に910万円未満の世帯まで授業料無償化ということを目指すということでやっている。東京都がそこまで授業料を無償化しており、私どもの関係者に聞くとそういった理由で川崎から東京に流れていく生徒もいる。ちなみに年収590万から910万までの世帯の割合が24.6パーセントということになるので、合計すると約半数の世帯までカバーできるということも考えている。まずはそこを目標として取り組んでいる。

岡田

理解した。国や県に対してもそうだが身近に目標値を設定していただけると、我々も判断や評価がしやすいかなと思うのでそのへんはよろしく願います。学校に出される助成金だが低さが問題とのことだが、分かっただけでよいが、私学側の学費を軽減する方策というか施策みたいなものは検討されているのかどうか、そのへんの情報が分かったら教えてほしい。

水谷氏

私学の各校独自の軽減策か。

岡田

そうである。

水谷氏

各校で様々な経営努力をされ学費、授業料の軽減をされていると思う。それと同時に各校独自の奨学金制度を持っている学校もあるかと思う。私立学校の財政的な国の基盤は生徒の保護者からの授業料学費の収入と、公費助成いわゆる私学助成である。学校によっては全く別の事業をされているところもあるかと思うが、多くの学校の収入の中心はその2つになってくると思う。私学助成が低くなれば先ほどの質問にあったが、生徒の保護者の授業料や学費に頼らざるを得ないという状況があるかと思う。

岡田

できればそういう県でもよいが、私学側の施策みたいなやつも合わせて陳情書に載せ、これだけ私学も努力をしているというところが分かるような記述があればと思った。たとえば、私学の施策に対して県が良い施策や方策を出したところにインセンティブを付けて、少し助成金をプラスアルファするとかそんなことも考えていけるのかと、私の考えだが、そういうことにもつながると思うので、ぜひ私学の施策の中身も記述していただけると良いかなと思う。

委員長

意見か。答えはよいのか。

岡田

はい。

委員長

他に質問はいかがか、なければ私の方から願います。陳情書に私学無償化を求めていくということは憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいてとある。これをもう一度分かりやすく簡単にご説明いただけたらと思う。いただいている資料の一言ハガキ集は、保護者や当事者の生徒からの切実な意見があるが、今の社会状況から家庭をひっ迫してくる物価高騰で、これが出た時点よりもかなり厳しい状況になるかと思う。そのような意見が出ているか状況を伝えていただきたい。

水谷氏

憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいてとあるが、私が議員の皆さまに出すのは釈迦に説法かと思うが、1番は教育を受ける権利の補償である。これだけではなく、先ほども言った国際的な条約や宣言等のところに明記されているのであって、そこに依拠しながらさらに運動を進めていきたいし、陳情の採択をお願いしていきたいと考えている。もう1点については、一言ハガキ集読んでいただきありがとうございます。12月に全国の私学に対して全国私教連という団体が調査した、学費滞納調査があるが、3か月以上の学費滞納率が0.54%というのが全国平均である。神奈川県はそれを上回る0.64%ということでパーセンテージだけを見ると、かなり低いと思われるが、この間の国や県の私学助成の改善によって、この学費滞納が漸減傾向にあったが、ここにきて一石委員からもお話があったように、物価高や様々なコロナの問題でまた増加傾向になったのが今年の特徴だった。先ほどもおっしゃったように一言ハガキ集に載せられている声よりも、厳しい現実が生まれてきているように感じている。

休憩 9時54分
(傍聴議員の質疑：渡辺)
再開 9時57分

＜執行者側への参考質疑＞

野地 教育委員会として進学時にこういうことが多い問題だと思う。うちでいうと中学校から高校に行く時が、毎年皆さん心を痛める時期だと思う中で、今回は学費の件だが様々な世帯ご家庭があり、進学相談の中で教育を受ける権利が阻害されている、もしくは奪われているようなケースがあるか、もしくは増えているのか教育委員会に伺う。

教育総務課長代理 中学生が学校側と進路相談を行っている。現在、高校進学を希望している家庭は公立や私立の方に進学を希望するかたちで、特に経済的なところで高校進学というところでの事例はほとんどないような状況である。

教育総務課長 高校進学を控えたお子さんが、家計の事情で私立学校をあきらめるといような事象について、過去に指導主事を介して学校に質問した。併願をあきらめ志望校のランクを下げる子はある。私学の学費が高いからというのか、最初からランクを下げるかは判然としない。明らかに家計の負担になるということで私学をあきらめるとい話は、ほぼないと当時は確認している。

野地 家計の事情でほぼないとのことだったが、二宮町が恵まれているか分からないが、おそらく学業的なもので選ぶというのがほとんどではないかと思う。たとえば私学のこの建学精神のもとで勉強したいという子が学業はできたとして、家計が厳しい。それは権利が奪われたと感じ取れるが、その場合に様々な助成、補助を国等が持っているが、そういうことを活用しながら私学で勉強したいということで、行ける可能性があると思うが、今現在制度はあるのか。

教育総務課長 今陳情者の方がおっしゃっているような私学助成の制度を筆頭に、そういった制度は中学校に毎年この時期チラシが配られる。もう少し前に配られている。そういったものと町としても育英奨学金がある。進路を決める際には、そういった金銭面の補助というものも条件提示で学校は行っている。私学については神奈川県が助成する義務があり、どういう制度があるかは説明をすることは難しい。そういったところはしっかり周知しているというところである。

野地 どなたが答えてくれるか分からないが、各自治体少子化の中で学校統廃合は避けて通れないところで各自治体動いている。そういう皆様方の職業の中で国や県においてもよいが、私学が多すぎる、今後私学の統廃合もあるべきではないかというようなお考えは教育委員会として、もしくは、これはもう教育長しかないと思うが教育環境や状況をどう捉える

のか。

教育長

私学というよりも、県の全体の高校に進学するという環境整備ということであれば、県の方でも12か年の統廃合計画ということで県立高校の施設再編ということを進めている。第三次まで視野に入っていることで、近隣でも平塚の農業高校や最近では大井高校の話が出ている。子どもたち全てが進学するという素地を作るためにも、中の教育を充実させるためにも少ない人材を集めて高校教育を充実させる動きがある。一方で建学の精神と松崎委員がおっしゃられたが、私学について学校教育の立場から統合しなさいとは1件1件言えないと思う。県立として考えているところではそれぞれの学校に特色を持たせて、一次から始まっている高校改革の中ではそれぞれの高校が特色をもって、子どもたちの様々なニーズに答えるような状況整備をしている。そういうところを十分子どもたちが精査して、自分の将来の夢を叶える高校選びということを進めるという立場で、高校の方の状況整備をしている。

古谷

野地委員からお話があったがもう一度確認させていただきたい。高校入試で必ず公立、私学を1校ずつ選ぶが、お金がないのでこの私立には行けないという話を指導主事は聞いているか。

教育総務課長代理

かなり昔だとそういう家庭がいくつかあった記憶がある。自分も中学校にいた時、そういうご家庭といろいろ相談させていただいた経験がある。保護者の中でも、過去のイメージで私学が高いと相談に来られる方もいらっしゃるが、この制度について丁寧に説明すると、「今こういう制度があるんですね。」ということで私学の方も併願で受けたいと、公立から私学1本で行きたいというお子さんもいる。事例として経済的な理由でというのほとんど聞いていない。後は家庭の教育方針で「うちは公立だ」というようなことはごくたまにあるが、あまり経済的な理由でというところでは聞いていない状況である。

(傍聴議員の質疑：なし)

<意見交換>

松崎

先ほど私学の独自の建学精神を大切にしなければいけない、尊重しなければならぬという立場で質問した。助成ではなく奨学金の方を充実すべきだと思った。陳情者の方から給付型でなく貸与型が多いとのことだったが、これから返済しなくてよいというような奨学金を充実させ方が、先ほど申し上げた私学独自の建学の精神が生かされるのではないかとこのように考えている。

野地

松崎委員と近い意見を持っている。先ほど二宮だけかもしれないが経済的な理由で私学をあきらめる、最近の制度は充実しているのであまりないとのことだった。そういう状況が進んでいく中、高校を義務教育化しましょう、もしくは大学も公費で行けるようにしようよと議論が進ん

でいる中、選択肢を増やす、自分がこの学校でこういうことを学びたいんだという枠を広げていった方が全体的にはよい。松崎委員がおっしゃるように貸与支給型の援助等、個人の家庭に合わせた援助ができる方が、より教育の充実に結びつくのではないかと思っているので、皆さま方はどのようにお考えか伺ってみたい。

根岸

個に応じたということは教育の内容の面についても、金銭的な面でもということではおっしゃるところはあると思うが、金銭的な面だけではない家庭の事情とか、本人が学校の環境に順応しないといった側面から、そういうことによっては学校に行けなくなるケースもある。それを思うと教職員の充実、学校環境の充実も大事であると思う。

委員長

他にいないか。なければ意見交換を終結し、討論に入る。

<討論>

根岸

私はこの陳情には賛成の立場で討論する。国には教育の補償のさらなる議論の深掘りと、国による平準化のところで求めて参りたい。他府県と神奈川県との比較による県費の充実というところを、どこまで負担するか悩ましさが確かにあるのかと思う。神奈川県独自の考え方もあるので、その悩ましさは確かにあると思う。先ほども言ったが、本人が費用以外で進学したとしても、後から通学をあきらめてしまうケースがあり、コロナ禍による影響も若者の不安を広げているという点から、この陳情に賛成するという立場である。

<採決>

委員長

陳情第 15 号を採決する。陳情第 15 号を採択することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手少数)

委員長

挙手少数である。よって陳情第 15 号は不採択と決定する。
次に陳情第 16 号を採決する。陳情第 16 号を採択することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手少数)

委員長

賛成少数である。よって陳情第 16 号は不採択と決定する。以上で陳情第 16 号の審査を終了とする。

③医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める陳情（令和 4 年陳情第 12 号）

④安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求める陳情（令和4年陳情第13号）

⑤介護保険制度の改善を求める陳情（令和4年陳情第14号）

委員長

休憩前に引き続き会議を開く。お諮りする。医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める陳情、令和4年陳情第12号、安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求める陳情、令和4年陳情第13号、介護保険制度の改善を求める陳情、令和4年陳情第14号を、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ないか。

（「異議なし」との声あり）

委員長

異議なしと認める。よって、一括議題とする。本陳情については、神奈川県医療労働組合連合会執行委員長、古岡孝広様より提出されていますが、本日の出席はない。直ちに質疑に入る。それでは、執行者側への委員からの参考質疑がありましたらどうぞ。

<執行者側への参考質疑>

野地

陳情者がいないので、二宮町の状況を伺うことになろうかと思うが、医療、介護、もしくは保育福祉等の人員が少ない。仕事をしてくれる方が少ない。それで困ってる現状は実際ありますかということ、その仕事に携わってくれる方が少ないという理由の1つに、ここにもいろいろ書いてありますが、給与面とか環境の整備等々が悪いから、携わっていただけないのかということによく耳にする。では給料を一律10万円上げたとして、心で動いてくれる方がほとんどだけれども、その10万円増やした、幾ら増やしたということによって、それは改善されると思われるか。そういう問題か。ちょっとそのあたりの状況を、現場を掌握されている皆様方にも伺いたいと思う。

子育て支援班長

保育の現場の方で説明をさせていただく。人員については今二宮町内の4つの園で、ハローワークの方に求人を出しているのが現状になっている。どこの園についても、保育士不足が叫ばれているような状況ではある。ただそこで給料10万円増やしたらどうかというお話ですが、多少の応募はあるかとは思いますが、それで園が求めている人員までたどり着けるかどうかというのはちょっと、わからないところである。

介護保険班長

介護の方の現場でも、実際のところ人員不足というのは言われているところですが、実際のところ二宮喜楽園の小規模多機能というところは、人材がやはりなかなか集まらないところで、今休止中となっているという状況ではある。実際のところ本当に困ったという相談というのは、特に今のところ耳には入ってはいないが、全体的な意見としては不足してるんじゃないかと考えている。それから、10万円のその支援の関係ですが、それが入ることによって人材不足等が解消されるかどうかというのはわからないが、今後もそういった推移を注視していかなきゃいけないのかなというふうに思っている。

野地

現状厳しいというのは、私どもも執行者も同じような意見でしょう。その陳情

項目、2つの陳情があるが、その陳情項目がクリアされると、この現場では今言われたようなことが解消できているか。また、昨今の保育・介護の現場において様々な報道がなされているという、悪しき事柄もあるわけだが、そういったことも解消できるものになり得るかということを一言いただきたい。

健康福祉部長

この人員不足というのは医療・介護・保育・福祉と、そこが非常に顕著なのですが、他の一般企業でも人材不足というのは非常に多くなってきている。これはやはり、大本をたどると少子化の影響というのが非常に大きい。少子化になった子どもたちが、就職をしようとしているが、以前のように全体の人数がいないですから、本当に取り合いになる。そうすればよほど気持ちがない限り条件の良いところ、楽な仕事に行ってしまうと思う。本当にこの陳情で言うとおりの賃上げをすれば来るかという、それなりに増えるとは思いますが、ただこれで将来安定的にやっていけるのかというのは社会構造だとか、もっと大きな話に発展することなのかなというふうには思っている。ただ現状一番人手が足りないと言われている、この医療・介護と福祉の現場にとってはやはり賃金が上がることによって少しでも、プラスになるというところはあると思う。やはりこういった仕事というのは給料いいから行こうっていうよりもその人の気持ち、心が非常に大事だと思うので、この賃上げがイコールその職場の改善といえますか、より良い医療福祉が提供できるものになるかというのは、何とも言えないところなんです。ただそういったところで人が増える、人が増えて仕事にもうちょっと余裕が出る。そうすると職場内での研修ですとか、考え方を皆さんで共有するとかそういったことにも進むのかなというふうには思うので、決定打にはならないかもしれないが、いい影響にはなるのではないかなというふうに思う。

野地

やらないよりやった方が、二宮町民にも良い影響があるというのはわかりました。国費においてもここ数十年にわたって国予算も増えてますが、基本的には福祉にすべてが回っているためのお金だと思っている。そうすると例えば介護保険を上げる。増税をする。もしくは保育の方が、特別な税金があるからちょっとわかりませんが、介護全般としたときに介護保険料を増税する。もしくは年齢を引き下げて、介護保険税を上げるという形をとって欲しい。もしくは取るべきだというような考えは、執行者側としてはどのように考えるか。

介護保険班長

今介護保険の会計についても、65歳以上の方から保険料をいただいている第1号については、40歳から64歳までの方は2号の保険者として拠出金という形でもらっていて、それを運用はしているところだが、これからの国の動向とかそういったことによって、また次の計画の中で年齢引き下げをするかどうか、またその保険料を含めた形での考えは、検討しなければいけないのかなと思っている。

健康福祉部長

介護の場合はその目的に応じて、介護保険料を取っているということがあ。保険制度なので、その介護保険料の中でやっていくのが一番いいんでしょうけれども、それでは相当な、今の状況だと相当な負担になってくる。実際には介護保険料の他に、国・県・町の皆さんの一般の税金も投入されているわけで、そのあたり単純に介護保険料を上げれば、上げてもその人に負担は行かず、上げなければすべての人たちに負担がいくということなので、これは何を

もって解決すべきかというのは非常に難しく、町としてはやはり介護保険の給付に回らないように、皆さんの健康をしっかりと維持してもらおうと。町としてはそちらの方に力を入れていくしかないのかなというふうに感じる。

松崎

今回3つの陳情12号から14号まで一緒にということだが、この3つを見ると医療崩壊って言葉と介護崩壊っていう言葉が混在している。医療崩壊のところはフォーカスを当てて、できれば陳情者に聞きたいことがあった。この医療崩壊、これは1年ぐらい前、医療崩壊でコロナにかかっても病院に入れないで、自宅で療養していて死んでしまったということが報道されていて、12月3日付けの神奈川新聞に、その頃の様子を新型コロナウイルス感染拡大で病床が逼迫した教訓を踏まえということで、これ何の記事かということと中核病院病床確保義務、要するにこの医療逼迫が起こった、コロナにかかった、でも病院は受け入れてくれない、自宅で療養している、でも死んでしまった。ひどい話じゃないですか。ところが実際医療現場で何が起きてたかということ、ベッドは空いていた。空きベッドがたくさんあった。病院の中に。にもかかわらず病院は受け入れなかった。これ記事を読みますと、コロナ禍では医療機関が対応病院と申告しながら実際には受け入れない。幽霊病床が問題視された経緯があり、入院できない事例も相次いだ。要するに病院はベッドが空いてるにもかかわらず受け入れなかった。これ対象病床と申告して、要するに国からお金をもらっている。それにもかかわらず受け入れないということで、これ余りにもひどいということで、この新聞記事は要するにちゃんと受け入れなさいと。そういうことをしなければならぬ状況にあるということ、ご理解いただきたい。また記事が続いて読むと、守らない場合は勧告や指示を出し、それでも従わなければ特定機能病院等の承認を取り消す。収入にあたる診療報酬が減額される、病院名の公開もできる。そういう措置が今度講じられるようになった。要するに陳情で医療の現場の人が大変だというのはわかるが、その一方で余りにもその取り組み義務を怠ってたということがある。そのことを踏まえてこの陳情、これを陳情されるにあたってこのことをどのように考えてるのかというのを、ぜひ陳情者に聞きたかったが、執行者しかいないので執行者に聞くのは酷なんですからけれどもわかる範囲で、可能な範囲で答えていただきたい。

子育て・健康課長

中核病院の病院確保義務とか報道等を見て、幽霊病床があるような話はいろいろ伺っているが、コロナの入院とかの関係についてはすべて平塚保健福祉事務所の方で、入院調整をしてしまってるので町として、どこの病院が幽霊病床があるとかそういうのはわからない。不明な部分が多くて町が平塚の保健福祉事務所に問い合わせをしても、どこの病院が空いてるとかそういうのは一切教えてもらえないので、詳細にお答えすることができない。

松崎

そうすると今回の陳情を見ると、医療崩壊と介護崩壊ですか。混在してしまって、介護の現場っていうのは非常に苦しいから何とかしなきゃいけないなどというのはわかるが、医療崩壊についてはこういったことを踏まえて、どう考えてるのかということ、これを陳情者に聞かないことには、採択なのか不採択なのか非常に迷っている。

委員長

陳情者は電話番号まで載せてるので、それは確認できるかなと思う。今3つ

を混在してると言われたが、ケアラーですね。ケアの現場に関わることだと考えている。今のその病院のことも、それを断る幽霊病床の話もあったが、それはコロナ感染者を受入れるとそれだけの人員が必要になる。それだけの人員が確保できないというような問題もあったのではないかなと思う。そこのところも含めて確認するべきだなと思う。

古谷委員

分かれば教えていただきたいが、陳情第12号の陳情項目の2の方。介護・保育・福祉等の現場で働く労働者の所定内賃金を、全産業平均の水準になるように対策を講じる事。これはどのぐらい低いのか。本当に低いのか、それに関わっている方たちの平均年齢が多分、保育・福祉は低い。若い方たちが多いのかとも思うが、それによって賃金が下がるんだろうと思う。もし分かれば教えてください。

高齢介護課長

介護保険の現場においては、そういった数字は掴んでいない。

子育て・健康課長

看護師の産業構造全体という形の賃金の方は掴んではないが、2021年に看護職員実態調査というのがあり、看護職全体の、正規職員フルタイムでの平均基本給与額というのが、27万9326円となっている。もろもろの手当を入れた給与の場合については38万4546円となっていて、平均年齢については41.1歳で、経験年数については17.7年という形になっている。

子育て支援担当課長

保育の現場に関しては数値等を持ち合わせておりません。

委員長

陳情の14号です。介護保険制度の改善を求める陳情について、陳情項目に介護保険の利用に新たな困難をもたらす利用料の引き上げ、要介護1・2の生活援助等の保険を外し、ケアプランの有料化、貸与の福祉用具を購入に変更するなどの見直しを行わないことと書いてある。実際国は進めようとしていて、要介護1・2の生活援助等の保険を外して総合事業などに入れようというような方向性を持っている。こういう改変が行われると町の介護の事業にどのような影響を及ぼすのか。介護保険制度を活用している人たちにどのような影響があるか、教えてください。

介護保険班長

国からそういった情報等が出てきている中で、また次の計画の中でもそういった部分では国の方からそういう施策が示されれば、対応はしなければいけないとは思いますが、要支援の方のサービスの体系みたいなところも変わってくると思うので、介護予防の方に、要介護1・2の方の生活援助を外すとすると、要支援の方にシフトしていくのかなというふうには思っている。そういった面を含め、国の動向等を踏まえて考えていきたいというふうには思っている。

高齢介護課長

介護1・2の部分の要支援に関しては、国の方ではこの部分は延期するというような形では言っているが、二宮町にそれが起こった場合ということで、予防事業の方のキャパの問題もある。1・2の介護度がつく方は認知症等の症状が強い方ってというような影響等もあるので、サービスの低下というか、実態に合わないようなものになってしまうのではないかなというところを危惧するところなので、国の方が今後どのような形で進めていくのかというところを注視

はしていくんですが、機会があればそういったところの声を上げていくような形で、対応の方はしていきたいというふうに考えている。

委員長

介護予防が非常に大事で、町内のお年寄りにはなるべく介護保険を使わないようにしたいみたいなどころもあって、ケアプランの有料化、貸与の福祉用具の購入なんていうと、ますます使いたくないというような感じで、介護保険の本旨からは外れていくと思うがその点はどうか。要旨の中で、要介護1・2の生活援助を外して総合事業みたいなことを言ってるが、町は総合事業というのはやってなくて通いの場等で対応してると思うが、その辺はどういうふうになると考えているか。

介護保険班長

福祉用具の貸与については、車椅子とか電動ベッドとかが対象となっていて、そういった部分が必要あるかどうかについては介護認定を受けていただいてケアマネと相談をしながら、その方に合った介護サービスを使ってもらえればというふうに思っている。どういうふうに福祉用具の貸与の部分が購入に変わるかっていうのは、まだ具体的には掴んでいないが、ケアマネと相談をしながら、使いづらいというのがあれば教えてもらえればというふうに思っている。

(傍聴議員の質疑：なし)

＜意見交換＞

野地

先ほど質問の中に出たが、介護現場、保育現場による虐待を含めた事案が増えているのか発見しやすくなっているのか分からないが、いずれにしてもそういう現状が起きてるのは事実。私が考えるところでは、給与という面もあるかもしれませんが心の負担や環境が、良くないんだろうというふうに思っている。国としても臨時給付金、補正予算を出して支払いをして、それが恒久的に今も続いているという現状で、改善はしてるのは事実である。最低賃金も、毎年のように上がってるという改善はされてるのでしょうか。このような陳情で、いつも反対をするところは、3人に1人の基準を2人に1人にした。2人に1人にしなさいというところはいつも引っかかっている、3人に1人もできないのにハードル上げるなよという主張をしてきたが、今回はその表現がない。この陳情の、12と14の項目にクエスチョンがあるので皆さんにも聞いてもらいたいが、12号の陳情項目に賃上げ補助、全額国庫負担で事業者施設に対し支援。全額国庫負担と書いてある。というのはちょっと引っかかっている。2つ目に、全産業平均の水準になると。全産業はどこだか分からないが、それを入れたらどの産業もみんな平均しちゃえばいいじゃないかっていう。いろんな職業がある中で、引っかかっている。14号の項目の1に、見直しを行わないこととある。行わないことを私たちが国とか県に対して言えるのかという。行って欲しい。いろんな議論をして、いろいろ検討して欲しい。他の税金他の施策と含めた中での制度として欲しいというのがあるので、ここは引っかかっている。13号はどうなのかで考えると、これは残念ながらここに福祉、保育が入っていない。ここに保育が入っていればいいのにといいながらも、これは当然そうだと思う。陳情項目の1も、配置基準を抜本的に見直す。当たり前で見

直すべき。賃上げを支援する。当然支援するでしょう。しなきゃいけないでしょう。2つ目も環境を根本的に改善する。当たり前の話を書いてある。今度1人夜勤体制についてで、初めてここで1人という具体的な件が出てきたが夜1人かと。何が起るかわからない。火事も火災もいろんなことが想定される中で、その介護の状況の中で1人ですべてを見るのは辛いと思うと、13についてはよくしてあげたいなという気持ちがある。でも他の2つはここまで書くのは厳しいという意見だが、間違ってますでしょうか。という意見を皆さんに聞きたい。

古谷

陳情第13号については全面的に同じ意見で賛成する。14号については1番の部分、確かに行わないことで引っかかったがそういうふうな陳情、陳情に対してはルールがないので、そういうこともあり得るのかなということ容認していいかなと思っているので賛成して、採択していきたいなというふうに考えておりますがいかがか。

委員長

14号の見直しを行わないこと。野地委員がこれはどうなのって言いましたがこれは見直しというか、実際国はする方向で動いてる。しかもこれは介護保険の撤退というか、中身の撤退に繋がっているということがあって、現場では非常に問題にしている。これすべて逼迫している状況が国内にあるってことは歴然としているので、すべて現場からの必死の声だなと思っている。

岡田

野地議員が意見を聞かせて欲しいということなので、意見させていただく。陳情13号の中で、陳情項目の(2)に労働環境の根本的に改善するところで、確かに労働負荷が高い業界の1つなので、何とか改善が必要かなと思うが、労働時間とか上限、規制とかインターバルの確保とか、夜勤回数を制限かけるのが必要だということだが、もう少し具体的に、例えば夜勤回数って何回を何回にすればいいとか、時間はどういうインターバルを取ればいいのかとか、何か具体的な対策というかこういうことをすればいい、改善できるというところがあれば、ある程度それを見ながらバリデートできるかとは思った。陳情者の方がいなかったなので、その辺が聞けなかったのは残念だなというふうに思っている。

委員長

これは現場からの意見なので、聞いてみないと分からないところもあるかなと思う。ただ本当に現場からの意見ということだと思うが、他にないか。なければ、意見交換を終結する。

< 討論 >

委員長

これより討論に入る。

根岸

3つの陳情に賛成の立場で討論する。1つには国へ声を伝える機会になるということである。このことが最終的解決にならないと町答弁にもあった通りだが、介護・保育はボランティア的存在の層の支えによるものも大きいという全体的な構造がある中で、経験値も、大事な専門分野の人材の損失を防いでいくといった意味で賛成をする。

岡田

私は反対の立場で討論させていただく。労働負荷が非常に高い業界の1つで、絶対賃上げとか労働時間とか改善しなきゃいけないと。緊急性の高い内容だとは思いますが、陳情者がいない関係で労働環境とか、処遇改善の具体的な陳情項目の夜勤の回数など、こういう時間を何時間取ればいいのかという具体的な内容が分からなかったので、バリデートする判断に材料不足ということで、反対ということにさせていただきたいと思う。

<採決>

委員長

陳情第十二号を採決する。陳情第十二号を、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長

挙手多数であります。よって、陳情12号は採択と決定いたしました。次に、陳情に関する意見書案の作成についてはいかがいたしますか。

(正副一任の声あり)

委員長

正副委員長に一任の声がありましたので意見書の案の作成については正副委員長が、担いたいと思う。ご異議ないか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議なしと認める。よってそのように決めました。以上で陳情第12号の審査を終了する。次に陳情13号を採決する。陳情13号を、採択とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長

挙手多数であります。よって陳情第13号は、採択と決定いたしました。陳情に対する意見書案の作成についてはいかがいたしますか。

(正副一任の声あり)

委員長

正副一任の声がありましたので、正副で担いたいと思う。ご異議ないか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議なしと認める。よってそのように決めました。以上で陳情13号の審査を終了する。次に、陳情第14号を採決する。陳情第14号を採決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長

挙手多数であります。よって、陳情第14号は採択と決定いたしました。陳情に関する意見書案の作成についてはいかがいたしますか。

(正副一任の声あり)

委員長

正副一任の声がありましたので、正副で担いたいと思う。ご異議ないか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議なしと認める。よってそのように決しました。以上で、陳情第14号の審査を終了する。これをもちまして、本委員会に付託された案件の審査を終了するが、委員長として一言。陳情者がいないので分からないという意見があったが、実際ここには連絡がとれるように、陳情者の住所等を書いてありますので今後は、前もって詳しいことを聞いていただけたらと思う。よろしく願います。それでは、当案件の審査はすべて終了する。ご苦労様でした。

閉会 11時15分